



Q: 農業者年金はどのような仕組みになっていますか？

**A: 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる
積立方式・確定拠出型の年金です！**

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる**積立方式の年金**です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる**確定拠出型の仕組み**です。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない**財政的に安定した制度**ですので、**少子高齢時代でも安心してご加入いただけます。**

保険料の額は月額2万～6万7千円の間で選択でき、**途中で自由に増減させることもできます。**年金は、**生きている間必ず決まった金額が支払われる終身年金**です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価値に相当する金額は、**死亡一時金**としてご遺族に支給されます。

農業者年金の支給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男 性	女 性	男 性	女 性
20歳	40年	91万円	79万円	136万円	118万円
30歳	30年	60万円	52万円	90万円	78万円
40歳	20年	35万円	31万円	53万円	46万円
50歳	10年	16万円	14万円	23万円	20万円

※ この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。
付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人
農業者年金基金**

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル 5F
電話：03 (3502) 3942 FAX：03 (3592) 2660
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

お問い合わせ先 鏡野町産業観光課 電話 (0868) 54-2987